

緊急地震速報訓練の概要

緊急地震速報を見聞きした際に、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施することで、実際に緊急地震速報が発表された時の適切な対応行動を身に付けて頂くとともに、本訓練を契機として日頃からの地震への備えの重要性を再認識してもらうことを目的として、緊急地震速報の全国訓練を実施します。

1. 実施日時

平成 25 年 11 月 29 日（金）10 時 15 分頃

※例年 12 月 1 日に実施していますが、今年は 12 月 1 日が日曜日であるため、その前の平日に実施します。

2. 参加機関等

国の機関、地方公共団体、民間企業等、個人

※例年 12 月 1 日に実施している訓練は、国の機関及び地方公共団体のほか、配信事業者等を通して緊急地震速報を受信している企業・個人や、一般に緊急地震速報を見聞きする可能性がある方を幅広く対象としています。

3. 訓練の内容等

訓練参加者は、訓練用の緊急地震速報（以下「訓練報」）を見聞きした際に、速やかに安全な場所へ移動するなど、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施する。

※訓練報の詳細（震源、マグニチュード等）は、9 月中に気象庁ホームページ（http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/eew_kunren.html）で別途お知らせする予定です。

訓練の実施に際して、緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動を確認するとともに、本訓練を機会として、日頃からの地震への備えや、室内の安全な場所などを確認する。

「緊急地震速報を見聞きしたときは」（気象庁ホームページ）

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/knowledge/index.html>

具体的な訓練の参加方法は次のとおり。

①緊急地震速報を気象庁から直接受信している機関

実施日時に、気象庁が訓練報を配信する。参加機関では、訓練報を用いて庁舎内放送などを行い、それに合わせて職員らが訓練を行う。

②全国瞬時警報システム（J-ALERT）の受信端末を設置している地方公共団体等

実施日時に、消防庁が J-ALERT を通じ、気象庁から受信した訓練報を配信する。参加機関では、訓練報を用いて庁舎内放送や防災行政無線による放送などを行い、それ

に合わせて職員や住民等が訓練を行う。

③緊急地震速報を配信事業者から受信している機関等

実施日時に、事前調査で希望した配信事業者等に対して気象庁の訓練報が配信され、当該事業者が訓練報を参加機関に向けて配信する。また、緊急地震速報の予報業務許可事業者等が事業者独自の訓練報を配信する場合がある。参加機関では専用受信端末の訓練用報知機能等を用い、その報知等に合わせて職員や個人等が訓練を行う。

④訓練報を受信できない機関や個人

気象庁がHPで提供している「緊急地震速報受信時対応行動訓練用キット」（動画）等を使用し、その報知等に合わせて職員や個人等が訓練を行う。

「緊急地震速報受信時対応行動訓練用キット」（気象庁ホームページ）

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/usage/index.html>

4. 訓練実施にあたっての注意事項・留意点等

- ・訓練にあたって、館内放送等を実施する場合には、放送を聞いた人が本物の地震と誤って判断しない等、混乱なきよう実施願います。
- ・テレビ、ラジオ（一部のコミュニティFM等を除く）等の放送波、携帯電話（スマートフォンを含む）による一斉同報機能（NTTドコモのエリアメール、au・ソフトバンク・イーモバイルの緊急速報メール）を使った訓練報の配信は行いません。
- ・配信事業者によっては、都合により訓練報を配信しない場合があります。利用している専用受信端末に訓練報が配信されるかどうかについては、契約の配信事業者等に事前に問い合わせ願います。
- ・訓練当日の地震の発生状況や気象状況によっては、訓練報の配信を中止あるいは内容を変更する場合があります。
- ・訓練の実施に際しては、気象庁HP「緊急地震速報を見聞きしたときは」（<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/knowledge/index.html>）を参考に、緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動を確認するとともに、本訓練を機会として日頃からの地震の備えや室内の安全な場所の確認を実施するよう、あわせて周知啓発をお願いします。

5. 訓練周知・参加呼びかけ等の取り組み

- ・気象庁HPに訓練用の特設サイトを設け、訓練周知・参加呼びかけや訓練実施の支援資料（例えば、**別添**の訓練チラシなど）を掲載します。また、気象台は都道府県と連携して市区町村等へ訓練実施を働きかけたり、住民等への緊急地震速報についての説明への協力等の支援を行います。

「緊急地震速報を活用した訓練について」（気象庁ホームページ）

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/ew_kunren.html

- 各省庁の協力のもと、各省庁の地方支分部局及び所管する関係団体等に対して、訓練実施の周知・訓練参加の要請を行い、訓練参加機関（公表可能な機関に限る）の名称等について気象庁HPの上記サイトに順次掲載します。
- 気象庁では、配信事業者等による訓練報の配信予定について調査し、公表可能な事業者の名称等について気象庁HPの上記サイトに順次掲載します。